

条例について

1 条例について

条例とは、地方自治法第14条に、普通地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて、条例を制定することができる」と規定されており、議会の議決を得て、独自に制定する法律です。

条例の特徴

- ・国の「法律」や「法令」に違反しない範囲で制定することができる
- ・各自治体は地域の課題に合わせた独自の法律を制定することができる
- ・住民に義務を課したり、権利を制限したりすることもできる
- ・違反者に対して、独自の罰則を設けることができる

2 自治会を対象とした条例について

(1) 制定する目的

人口減少や高齢化が進む中、自治会の活動を活性化することで、誰もが安全・安心で快適に暮らせる地域社会を実現し、市全体の活力あるまちづくりにつなげるため。

(2) 主な類型

加入促進

条例の目的に、地域住民の自治会への加入促進を定めているもの
(四日市市、えりも町、市川市、所沢市 等)

役割の明確化

自治会、行政、市民、事業所等の役割や責務を定めているもの

【自治会】

地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めること
(宇都宮市、四日市市、荻田町、所沢市、水戸市 等)

【行政】

自治会等へ必要な支援を行うよう努めること
(宇都宮市、四日市市、えりも町、羽島市、宮崎市、出雲市 等)

【市民】

自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めること
(宇都宮市、四日市市、えりも町、荻田町、羽島市、宮崎市、出雲市 等)

【事業者】

自治会等の活動への参加及び協力に努めること
(宇都宮市、四日市市、えりも町、荻田町、宮崎市、出雲市 等)

【住宅関連事業者】

住宅を購入又は賃借しようとする者の自治会への加入促進に努めること
(八王子市)

その他、地域活動団体や議会、大学等の役割を定めているものもあり、自治会の重要性について関心・理解を深めることや協働のまちづくりの推進などを求めている。

自治会の変革

自治会等の役割として、市民への積極的な情報提供、開かれた組織づくり、人材の育成や団体との連携強化など、これからの自治会の在り方を定めているもの
(宇都宮市、四日市市、えりも町、荻田町、宮崎市、出雲市、立川市 等)

負担軽減

自治会や行政に対して負担軽減に努めることを定めているもの
(宇都宮市、四日市市、荻田町、出雲市、市川市 等)

マンションの管理者に対する要請

マンションの管理者に対して、自治会活動に協力するよう定めているもの
(川口市、草加市、品川区 等)

(3) 条例の効果

自治会、行政、市民、事業者等の役割や責務を定めることで、自治会活動に対する共通認識が醸成するとともに、公的な根拠に基づく加入促進効果が期待されます。

一方で、条例に実効性をもたせるため、任意の地縁団体である自治会への加入や活動に対する協力を義務化するなどの強制力をもたせることは難しいとされています。

- ・ 役割の明確化（当事者意識を持つ、意識醸成）
- ・ 条例を根拠とした加入勧誘
- ・ 他組織との連携が強化される
- ・ 法的な限界がある（強制力や罰則を定めることが難しい）